

各 位

平成 21 年 5 月 22 日

上場会社名 株式会社ベクター
代表者名 代表取締役社長 梶並 伸博
(コード番号 2656 大証ヘラクレス市場)
問い合わせ先 東京都新宿区西新宿 8-14-24
取締役管理部長 梶並 京子
(TEL 03-5337-6711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日に開催予定の当社第 21 期定時株主総会で「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、端株および端株主ならびに端株原簿に関する規定のほか株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条～第11条、第43条、第44条)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取扱うため経過措置としてその旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第10条)
- (3) その他、上記変更に伴う所要の変更および条数の繰り上げ等を行うものであります。

2. 変更案および変更内容

変更案および変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

| | |
|-----------------|---------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年6月23日(火) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成21年6月23日(火) |

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 | (削除) |
| (端株の売渡し) 第8条 当社の端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となる端株を売り渡すことを請求することができる。 | (削除) |
| (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿、新株予約権原簿および端株原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および端株に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。 | (株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。 |
| (株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株式名簿の記載事項の変更、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。 | (株式取扱規程) 第8条 当社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| (基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主もしくは端株主又は登録株式質権者とする。 | (基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。 |
| 第12条 ～ 第42条 (条文省略) | 第10条 ～ 第40条 (現行どおり) |
| (剰余金の配当) 第43条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録株式質権者に支払う。 | (剰余金の配当) 第41条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に支払う。 |
| (中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。 | (中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新設) | <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p> |

以 上